

議会議案第29号

無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出について

無電柱化の推進に関する法整備を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成28年3月15日提出

| | | | |
|-----|---------|------|----|
| 提出者 | 鎌倉市議会議員 | 池田 | 実 |
| 賛成者 | 同 | 上 渡辺 | 隆 |
| | 同 | 上 三宅 | 真里 |
| | 同 | 上 高橋 | 浩司 |
| | 同 | 上 赤松 | 正博 |
| | 同 | 上 大石 | 和久 |

無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書

地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成やそれに伴う観光振興等の観点から、無電柱化の取り組みを計画的かつ円滑に進めることは大変重要である。

しかしながら、欧米はおろかアジアの主要都市と比較しても、我が国の無電柱化の割合は著しく低い。地震や風水害等の災害による電柱の倒壊に伴う救援救助活動への影響や、電柱による道路の狭隘化に伴う交通事故の危険性の増加、また、電柱が良好な景観の形成を阻害していることなど、無電柱化が進まないことの影響は大きく、無電柱化に対する地域からの要望は強いものとなっている。

については、防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念や責務、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、公共の福祉や生活環境の向上、地域経済の健全な発展に貢献する無電柱化の推進に関する法律の早期成立を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成28年 3 月17日

鎌 倉 市 議 会